

意見提出者	北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
1. 項目	携帯電話不感地域解消とユニバーサルサービス制度について
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>近年の携帯電話の普及、機能の進化を踏まえると、携帯電話は社会経済活動を支え、安心・安全な国民生活の実現のためには重要なインフラであるが、携帯電話エリア拡充にあたって、都市部と条件不利地域の市町村との負担の格差が生じ、公平なサービス利用を阻害している。</p> <p>先に公表された「携帯電話エリア整備推進検討会報告書」によれば、平成 21 年度末現在の携帯電話エリア外推定人口の 10. 2 万人程度のうち、現行の国の補助制度を活用し地方公共団体が鉄塔整備を実施しても、平成 22～25 年度までの間に整備されるのは、3～5 万人程度の整備にとどまると見込まれる一方、人の往来がある非居住地域についても、居住地域同様、地方公共団体による整備の方向性を打ち出しており、今後の携帯電話の利用可能エリアの整備が懸念される。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱</p> <p>○総務省自治行政局地域情報政策室長通知「携帯電話等エリア整備事業について」（平成 20 年 7 月 9 日付け総行情第 76 号）</p>
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>今後の携帯電話エリア拡充にあたっては、地方公共団体に負担を求めることなく、民間主導により進めていくべきである。</p> <p>このため、現行のユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、携帯電話を対象として追加することにより、国民が等しく負担し合っているところでもどこでもだれでも等しくサービスが受けられる制度設計としていただきたい。</p>